

広島県警察における非常招集及び非常参集に関する訓令

昭和54年3月7日

本部訓令第5号

この訓令は、緊急事態その他緊急に警察力を集中して対処すべき事案等が発生した場合、広島県警察に勤務する職員の非常招集及び非常参集に関する必要な事項を定めたもの。